

糸魚川市民会館使用料

R2.4.1利用～

◆施設使用料

(単位:円)

利用場所		午前 〔午前9時から 正午まで〕		午後 〔午後1時から 午後5時まで〕		夜間 〔午後6時から 午後10時まで〕		全日 〔午前9時から 午後10時まで〕	
		基本使用料	冷房暖房料	基本使用料	冷房暖房料	基本使用料	冷房暖房料	基本使用料	冷房暖房料
大ホール	平日	19,200	9,500	25,600	12,800	25,600	12,800	59,800	29,800
	平日以外	24,900	9,500	33,200	12,800	33,200	12,800	77,800	29,800
楽屋1		300	300	400	400	400	400	900	900
楽屋2		400	300	600	400	600	400	1,350	900
楽屋3		300	300	400	400	400	400	900	900
楽屋4		300	300	400	400	400	400	900	900
楽屋5		400	300	600	400	600	400	1,350	900
楽屋6		700	300	1,050	400	1,050	400	2,300	900
展示場	エントランスホール	4,900	2,400	6,500	3,200	6,500	3,200	15,200	7,500
	ホワイエ	3,700	1,850	5,100	2,500	5,100	2,500	11,800	5,800
その他	シャワー室	1日当たり		400					

利用場所	利用単位	基本使用料	冷房暖房料
会議室兼練習室1	1時間当たり	250	200
会議室兼練習室2	1時間当たり	800	350
音楽練習室	1時間当たり	350	200
練習室	1時間当たり	600	250
ステージのみ(※)	1時間当たり	1,050	400

- 「平日以外」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のことをいいます。
- 利用時間に満たない場合であっても、利用時間の区分ごとの使用料になります。
- あらかじめ許可された時間を超えて利用した場合の超過分の使用料は、超過した利用時間の区分ごとの1時間当たりの金額に超過した利用時間を乗じて計算します。この場合、超過時間が1時間未満であっても1時間とみなして計算します。
- 営利目的で利用する場合は、基本使用料が通常の3倍になります。
 (「営利」とは、映画、演劇、演奏、演芸及びこれらに類似する催しの興行のために利用する場合、又は商品の宣伝や販売目的で利用する場合をいいます。)
- 営利目的ではないが入場料を徴収する催しに利用する場合は、下記①、②のとおりです。
 - ①入場料1人当たりの最高額が2,000円以下の場合 通常の1.1倍
 - ②入場料1人当たりの最高額が2,000円を超える場合 通常の1.3倍
- 本番前の舞台準備又は本番に準じた練習のために大ホールを利用する場合は、基本使用料が通常の1/2の額になります。
- 時間単位で利用できる施設の利用時間に1時間に満たない時間があるときは、30分以内のときは1時間料金の1/2の額とし、30分を超えるときは1時間料金の額とします。
- 1回の使用料の額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てます。

(※) 大ホールの利用がないときに、日常練習のためステージだけ（照明は作業灯のみ、音響その他舞台設備の使用・操作を伴わない）を利用する場合です。この場合、1回の利用時間が1時間未満であっても1時間とみなして計算します。

糸魚川市民会館使用料

R2.4.1利用～

◆付属設備使用料

(単位:円)

設備・備品名		単位	金額	設備・備品名		単位	金額
舞 台 設 備	演台	1式	300	音 響 装 置	CDデッキ	1台	500
	金屏風	1双	1,050		コンデンサーマイクロホン	1本	500
	太鼓	一式	1,050		ダイナミックマイクロホン	1本	200
	めくり台	1台	100		ワイヤレスマイク	1本	500
	支木	1本	50		三点吊りマイク装置(コンデンサーステレオマイク付き)	一式	1,050
	上敷	1巻	200		エレベーターマイク装置(コンデンサーマイク付き)	一式	1,050
	所作台	一式	3,150		マイクスタンド	1本	100
	所作台(花道用)	一式	1,050		ポータブルスピーカーワイヤレス	1式	300
	松羽目	一式	1,050		ステージスピーカー	1組	500
	竹羽目	一式	1,050		照 明 設 備	フットライト	1式
	平台	1枚	100	花道フットライト		1式	500
	雪カゴ	一式	500	スポットライト		1台	200
	開き足	1脚	50	シーリングスポットライト		一式	1,050
	箱足	1個	50	クセノンピンスポットライト		1台	1,050
	人形立	1本	50	フォロースポットライト		1台	500
	ひもうせん 緋毛氈	1枚	100	第1ボーダーライト		1列	1,050
	長座布団	1枚	200	第2ボーダーライト		1列	1,050
	高座用座布団(紫・赤)	1枚	200	第1サスペンションライト		一式	1,050
	地がすり(黒・グレー 各2枚)	1枚	1,050	第2サスペンションライト		一式	1,050
	白布(クリーニング代含まず)	1枚	200	第3サスペンションライト		一式	1,050
	舞台用階段	1台	200	アッパーホリゾンライト		一式	1,050
	音響反射板	一式	3,150	ローホリゾンライト		一式	1,050
	オーケストラピット	一式	7,350	ミラーボール		1台	1,050
	指揮台	一台	100	エフェクトマシン		一式	1,050
	映写スクリーン	一式	1,050	リップルマシン		一式	1,050
	紗幕(白・黒)	1張	1,050	オーバーヘッドプロジェクター		一式	1,050
いす	1脚	50	楽 器 等	ピアノ(ニューヨークスタインウェイ)		1台	5,250
机	1台	100		ピアノ(ヤマハCFフルコン)		1台	3,150
譜面台	1台	50		アップライトピアノ	1台	300	
司会者用演台	1台	200		コンセント(1個口)	1口	100	
音 響 装 置	拡声装置	一式		2,100	展示用パネル	1枚	50
	MDデッキ	1台		500	楽器アンプ	1台	100
	レコードプレーヤー	1台	500	ドラムセット	1式	200	
	カセットテープデッキ	1台	500	持込	照明機器	1Kw	200
	DATデッキ	1台	500	設備	拡声装置機器	一式	2,600

- 1 使用料は、許可を受けた利用時間を1回とします。ただし2日以上にわたる場合は、1日を1回とします。
- 2 1回の使用料の額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てます。
- 3 ステージ練習でピアノを利用するときは1時間単位とし、スタインウェイピアノ 1,350円、ヤマハピアノ 700円とします。この場合、利用時間が1時間未満であっても1時間とみなして計算します。
- 4 特別な設備をするために会館の電気・ガス・水道を消費するときは、その実費相当額を徴収します。
- 5 照明設備には、色フィルターは含みません。